

# 茨城県ドクターヘリ運航要領

(第9版)

令和5年4月1日

茨 城 県

# 目 次

I	目 的	1
II	運営主体	
1	実施主体	1
2	基地病院	1
3	運航調整委員会	1
III	運航体制	
1	運航の要件	1
2	基地病院の運航体制	2
3	ドクターヘリ要請ホットライン	2
4	運航	3
5	運航範囲	3
6	ドクターヘリスタッフ	4
7	搭乗人員	4
8	基地病院の体制	5
9	搬送先医療機関の体制	5
10	地域の連携, 協力体制	5
IV	運航基準	
1	救急現場運航	5
2	施設間搬送運航	7
V	災害時の運航	
1	災害時の運航手続	7
2	災害時の指揮	7
3	災害時の任務	8
4	登場する医師及び看護師	8
5	費用等	8
VI	患者等の費用負担	8
VII	運航に際しての諸問題の対応	
1	ドクターヘリにおける問題	8
2	医事紛争	9
3	航空機事故	9
VIII	他のドクターヘリとの連携	
1	千葉県ドクターヘリの共同利用	9
2	北関東3県ドクターヘリの広域連携	10
3	福島県とのドクターヘリの広域連携	11

4	その他のドクターヘリとの連携	12
IX	防災ヘリコプターとの協力	12
X	高速道路への離着陸の運用	12

## I 目的

この要領は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）の趣旨に則り、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要綱（医発第 692 号昭和 52 年 7 月 6 日厚生省医務局長）に基づき、本県が実施するドクターヘリ事業を安全かつ適切に運営することにより、県民が健康で安心して暮らせる住みよいいばらきづくりの実現を図るために定めるものである。

## II 運営主体

### 1 実施主体

救急医療対策事業実施要綱ドクターヘリ導入促進事業に基づき、茨城県（以下「県」という。）が実施するものとする。

### 2 基地病院

県の委託により実施する基地病院は、国立病院機構水戸医療センター及び水戸済生会総合病院とする。

### 3 運航調整委員会

ドクターヘリの円滑で効果的な運営を図るため、関係機関による協議・調整等を行う「茨城県ドクターヘリ運航調整委員会」（以下「運航調整委員会」という。）を設置する。

運航調整委員会の運営に関しては、別に設置要領を定めるものとする。

## III 運航体制

### 1 運航の要件

#### （1）救急現場運航

ドクターヘリは、救急現場における傷病者の状況が、ドクターヘリ出動要請基準に適合するもので、消防機関から出動要請があったときに運航するものとする。これを「救急現場運航」という。

## (2) 施設間搬送運航

医療機関に救急搬送され初期治療が行われた傷病者で、他の医療機関に緊急に搬送する必要がある場合及び既に入院している傷病者で、他の医療機関で緊急に治療を行う必要がある場合であって、いずれの場合も救急車で搬送するよりも時間短縮が図られるなど、ドクターヘリで搬送する方が有効である場合に運航するものとする。これを「施設間搬送運航」という。

## (3) 災害時の運航

災害時のドクターヘリの運用は、**V 災害時の運航** に定める。

※災害時とは、「日本DMAT活動要領」のIVの「1. DMATの派遣要請」に記載された、被災地域の都道府県がDMATの派遣要請を行う基準に定められた規模の災害発生時等をいう。

## 2 基地病院の運航体制

### (1) 運航日の分担

原則として、週の前半を水戸医療センターが、週の後半を水戸済生会総合病院が、それぞれ担当するものとする。

なお、年度当初に、当該年度の担当曜日について別に定め、関係機関に対し周知するものとする。

### (2) 運航日の変更

基地病院が運航担当日を変更しようとするときは、予め県の承認を得た上で前々日の17時までに関係機関あて連絡するものとする。

## 3 ドクターヘリ要請ホットライン

### (1) 出動要請ホットライン（専用電話）

基地病院はドクターヘリ出動要請のためのホットラインを設置する。

出動要請ホットライン：〈非公表〉

予備ライン（水戸医療センター）：〈非公表〉

（水戸済生会総合病院）：〈非公表〉

### (2) ドクターヘリ通信センター（要請以外の業務連絡用電話）

ドクターヘリ運航に関するの情報収集連絡用の電話として運航管理目的

に運航管理担当者（CS）が使用するもので、出動要請ホットラインとは別に稼働させるものとする。

ただし、出動要請ホットラインが使用できないときは、（１）出動要請の予備ラインとして使用することがある。

原則として、各基地病院の運航管理担当者（CS）及び医師等が、連絡調整用に使用する。

水戸医療センター：＜非公表＞

＜非公表＞（ファックス）

水戸済生会総合病院：＜非公表＞

＜非公表＞（ファックス）

## 4 運航

### （１）出動日

年間を通して出動するものとする。

### （２）運航時間

運航時間は、原則として８時３０分から１７時３０分までとする。

ただし、日没時間等を考慮して、運航時間は変動するものとする。

なお、出動の可否判断は機長及び運航管理担当者（CS）が行うものとして、運航可否の結果は、運航管理担当者（CS）を通して要請者に連絡するものとする。

### （３）気象条件等による運航の中止

気象条件等による飛行に関する判断は機長が行うものとし、風雨等の気象条件により運航しない場合がある。

また、出動中であっても機長の判断で飛行を中止又は変更することがあり、その場合は運航管理担当者（CS）から速やかに要請者等に連絡するものとする。

## 5 運航範囲

出動範囲は県内全域とする。ただし、救急患者を県外の医療機関に搬送する場合及び災害時はこの限りでない。

## 6 ドクターヘリスタッフ

ドクターヘリは、次の者をもって運航業務を行うものとする。

### (1) 運航スタッフ

県の委託により運航事業者から派遣された機長（操縦士）、整備士及び運航管理担当者（CS）とする。

### (2) 医療スタッフ

基地病院の医師及び看護師とし、それぞれ搭乗医師及び搭乗看護師という。

## 7 搭乗人員

搭乗人員は最大7名とし、次の者が搭乗するものとする。

ただし、予備機の使用等により運航機種の変更があった場合は、機長の指示に従うものとする。

### (1) 運航スタッフ

操縦士1名及び整備士1名の計2名とする。

### (2) 医療スタッフ

基地病院の医師1名及び看護師1名が必ず搭乗するものとし、必要に応じてさらに医師又は看護師のいずれか1名が搭乗することができる。

### (3) 患者

最大2名までとする。

### (4) 患者家族、付添い者

患者の家族、付添い者（以下「家族等」という。）は、原則としてドクターヘリへの同乗はできないものとする。

ただし、医師及び機長の判断により、必要に応じて1名まで搭乗させることができる。

### (5) その他

基地病院の医師が、搭乗の必要があると判断した者であって、機長の了解を得た場合は、前4号に掲げるもののほかに搭乗させることができるものとする。

## 8 基地病院の体制

基地病院は、相互にドクターヘリの運営に必要な情報の収集、共有、協力、連携を密にして、地域や関係機関との良好な関係を保ちながら、安全、適切かつ円滑にドクターヘリの運航を行うものとする。

なお、この際ドクターヘリの運営に係る統一されたメディカルコントロール体制を確保するものとする。

また、人材の確保や技術の向上に研鑽して、ドクターヘリの機能が持続的、効果的に発揮できる院内体制を整備するよう努めるものとする。

さらに、基地病院は、県と協力して、適切な事後検証を行うものとする。

## 9 搬送先医療機関の体制

搬送先医療機関は、容体、搬送時間及び傷病者、家族等の希望を考慮して、救命救急センター等の中から搭乗医師の判断により選定する。

搬送先医療機関は、ドクターヘリの離着陸場所の安全の確保、傷病者の適切な収容が行えるよう院内の体制整備に努めるものとする。

また、ドクターヘリ及び関係機関との迅速、円滑な連絡ができるよう、ホットラインの整備など連絡体制の強化に努めるものとする。

## 10 地域の連携、協力体制

ドクターヘリが安全で円滑に運営できるよう、地域における関係機関は相互の理解と協力関係の構築に努めるものとする。

# IV 運航基準

## 1 救急現場運航

### (1) 出動要請基準

消防機関は、119番通報受信時、又は救急現場においてドクターヘリ出動要請基準（以下「出動要請基準」という。）のいずれかに合致すると認められるときは、ドクターヘリを要請できるものとする。

#### ドクターヘリ出動要請基準

- ア 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき。
- イ 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される時。
- ウ 特殊救急疾患（重症熱傷、多発外傷、四肢切断等）の患者で搬送時間の短縮を図る必要があるとき。
- エ 救急現場で救急診断処置に医師を必要とするとき。

#### (2) 要請者

救急現場への出動要請は、別表に定める消防機関が行うものとする。

#### (3) 要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況により、医師の派遣を必要としなくなった場合や救命の可能性がないと判断した場合には、出動要請をキャンセルすることができる。この際、速やかに出動要請ホットラインに連絡するものとする。

#### 出動要請キャンセル

出動要請ホットライン：〈非公表〉

予備ライン（水戸医療センター）：〈非公表〉

（水戸済生会総合病院）：〈非公表〉

#### (4) オーバートリアージ（出動要請後に症状が軽いと判明した場合）の容認

消防機関への救急要請は、通常、一般の住民からの通報による。よって、その通報を基にドクターヘリを要請する指令課員又は救急現場で活動する救急隊員は、確実に「ドクターヘリ出動要請基準」に合致するとの判断を下す以前であっても、ドクターヘリを要請できるものとする。

この場合、ドクターヘリあるいは搬送先医療機関の医師により、「ドクターヘリ出動要請基準」よりも症状が軽いと判断があった場合においても、ドクターヘリの出動を要請した消防機関の責は問わない。

## 2 施設間搬送運航

### (1) 出動要請基準

医療機関の医師が、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断したものであって基地病院の医師が高次の医療機関に施設間搬送を行う必要があると認めたものとする。

### (2) 要請者

搬送元医療機関を管轄する消防機関が要請するものとする。

## V 災害時の運航

### 1 災害時の運航手続

(1) 知事は、次の①及び②のいずれかに該当する場合、ドクターヘリを被災地域において運航させることができる。

① 知事が、被災地域における運航が必要と判断したとき

② 厚生労働省DMA T事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき

(2) 知事は、(1)に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMA T事務局に報告するものとする。

(3) 知事は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等（以下「運航会社の従業員」という。）を被災地域に派遣することができる。

### 2 災害時の指揮

(1) ドクターヘリが1-(1)に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

(2) ドクターヘリは、(1)に関わらず、知事の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。

(3) (1) 及び (2) の場合において、被災地におけるDMA Tの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMA Tと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMA T事務局

等にその旨を報告するものとする。

- (4) 被災した都道府県の災害対策本部等は、(1)の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

### 3 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- (2) 患者の後方病院への搬送
- (3) その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

### 4 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT 隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

### 5 費用等

県は、1-(1)に基づく運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

## VI 患者等の費用負担

ドクターヘリの出動、搬送にかかる費用については、傷病者の負担はないものとする。

ただし、ドクターヘリの運航に伴う医療行為については、医療保険制度に基づき請求するものとする。

## VII 運航に際しての諸問題の対応

### 1 ドクターヘリにおける問題

事業実施に伴い生じた問題に対して、総合的な窓口は茨城県（保健医療部医療局医療政策課）とする。

問題への対処は、原則として、県が、基地病院又は運航会社と締結した委

託契約等に基づき、責任あるものが対応するものとする。

なお、問題の解決にあたっては、県、基地病院及び運航会社は協力して誠意を持って、迅速に対応するものとする。

## 2 医事紛争

ドクターヘリの運航上の医療行為で生じた紛争等については、基地病院が対応するものとする。

## 3 航空機事故

ドクターヘリの運航時に生じた事故等については、運航会社が対応するものとする。

搭乗する医師、看護師及び第三者が被った損害に対しては、運航会社はその責を負うものとする。

このため、運航会社は、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等を契約しておかなければならない。

# VIII 他のドクターヘリとの連携

## 1 千葉県ドクターヘリの共同利用

日本医科大学千葉北総病院が実施するドクターヘリは、茨城県と千葉県が締結する「ドクターヘリの共同利用に係る協定」（平成16年7月1日）に基づき、次に掲げる消防機関が管轄する地域で利用できるものとする。

消防機関名	出動要請対象地域
鹿島地方事務組合消防本部	鹿嶋市、神栖市
鹿行広域事務組合消防本部	潮来市、銚田市、行方市
稲敷広域消防本部	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、河内町、利根町
取手市消防本部	取手市
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	常総市（旧水海道市域のみ）、つくばみらい市、守谷市

## 2 北関東3県ドクターヘリの広域連携

「茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」（平成23年3月26日締結）（以下「区域連携協定」という。）に基づき、ドクターヘリの各県間における相互利用を実施するものとする。

### （1）相互利用の対象

ア 救急現場への運航であって、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターヘリを要請できるものとする。ただし、②の場合は、自県のドクターヘリ搭乗医師に意見を聞いて要請するものとする。

- ① 重複要請により、自県のドクターヘリが出動できないとき。
- ② 多数傷病者が発生した場合で、自県のドクターヘリのみでは対応できないとき。

イ 施設間搬送であって、患者の様態等により緊急度が高いと判断される場合には、前ア①に準じて他県のドクターヘリを要請できるものとする。

なお、患者の搬送先が他県のドクターヘリの基地病院である場合には、重複要請に限らず、第一報で他県のドクターヘリを要請することができる。

### （2）本県ドクターヘリの出動範囲

県名	消防機関名	市町名
栃木県	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市、益子町、芳賀町、市貝町、茂木町
	南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市、那珂川町
	塩谷広域行政事務組合消防本部	さくら市、高根沢町

### （3）出動要請可能消防機関

次に掲げる市町を管轄する消防機関は、VII 2（1）に掲げる事案が発生したときに、栃木県（獨協医科大学病院）が実施するドクターヘリの出動を要請できるものとする。

消防機関名	市町名
水戸市消防局	城里町
常陸大宮市消防本部	常陸大宮市
笠間市消防本部	笠間市
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	筑西市、結城市、桜川市
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	下妻市、八千代町

### 3 福島県とのドクターヘリの広域連携

「茨城県及び福島県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」（平成26年5月30日締結）に基づき、ドクターヘリの両県間における相互利用を実施するものとする。

#### （1）相互利用の対象

ア 救急現場への運航であって、次のいずれかに該当する重複要請により当該県のドクターヘリが出動できないとき。

イ 多数の傷病者が発生し当該県のドクターヘリのみでは対応できないとき。

#### （2）本県ドクターヘリの出動範囲

県名	消防機関名	市町名
福島県	白河地方広域市町村圏消防本部	矢祭町・塙町

#### （3）出動要請可能消防機関

次に掲げる市町を管轄する消防機関は、VII 3（1）に掲げる事案が発生したときに、福島県（福島県立医科大学附属病院）が実施するドクターヘリの出動を要請できるものとする。

消防機関名	市町名
大子町消防本部	大子町

#### 4 その他のドクターヘリとの連携

本県の救急医療体制の一層の充実を図るため、他のドクターヘリとの連携を推進するものとする。

### Ⅸ 防災ヘリコプターとの協力

災害及び事故等の発生時に、迅速かつ効率的に対応するため、県防災ヘリコプターとの協力体制を構築するものとする。

《参考》

県防災ヘリコプターの活動内容

- ・ 県防災ヘリコプターは、参考資料「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」第13条に掲げる活動で運航されるものである。
- ・ 平成31年7月から、本県及び他県のドクターヘリが重複要請により出動できない場合等に、総合病院土浦協同病院、筑波大学附属病院及び筑波メディカルセンター病院と協力し、補完的運航を行う。

### Ⅹ 高速道路への離着陸の運用

高速道路等における事故及び災害に対して迅速に対応するため、高速道路（SA、PAを含む）への離着陸運用については、「高速道路におけるドクターヘリ運用マニュアル」により行うものとする。

なお、離着陸場所は、高速道路外の出入り口付近のランデブーポイント又は高速道路付帯施設のランデブーポイントを基本とするが、適当なランデブーポイントが付近にない場合等であって、高速道路本線の交通規制に要する時間を考慮しても、なお、高速道路本線上に離着陸しなければ効果的な救急活動が困難と判断されるときに限り、関係機関が協議の上で高速道路本線上への離着陸場所を選定できることに留意すること。

附 則

この要領は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

[別表]

消防機関一覧

No.	消防機関名	所在地	電話番号	管轄市町村
1	水戸市消防局	水戸市中央 1-4-1	029-221-0111	水戸市、城里町
2	日立市消防本部	日立市神峰町 2-4-1	0294-24-0119	日立市
3	土浦市消防本部	土浦市田中町 2083-1	029-821-0119	土浦市
4	石岡市消防本部	石岡市石岡 1-2-18	0299-23-0119	石岡市
5	常陸太田市消防本部	常陸太田市山下町 1693	0294-73-0119	常陸太田市
6	高萩市消防本部	高萩市東本町 3-11	0293-22-0119	高萩市
7	北茨城市消防本部	北茨城市磯原町磯原 2496-1	0293-42-0119	北茨城市
8	笠間市消防本部	笠間市箱田 2564	0296-73-0119	笠間市
9	取手市消防本部	取手市井野 1264-1	0297-74-0119	取手市
10	つくば市消防本部	つくば市研究学園 1-1-1	029-851-0119	つくば市
11	常陸大宮市消防本部	常陸大宮市姥賀町 621	0295-54-0119	常陸大宮市
12	那珂市消防本部	那珂市菅谷 651-3	029-295-2111	那珂市
13	かすみがうら市消防本部	かすみがうら市上土 田 501	0299-59-0119	かすみがうら市
14	小美玉市消防本部	小美玉市小川 43-2	0299-58-4541	小美玉市
15	茨城町消防本部	茨城町小堤 1736-5	029-292-1515	茨城町
16	大洗町消防本部	大洗町磯浜町 6881-191	029-266-1119	大洗町
17	大子町消防本部	大子町池田 2626	0295-72-0119	大子町
18	鹿島地方事務組合消防本部	神栖市溝口 4991-5	0299-96-0119	鹿嶋市、神栖市
19	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	古河市中田 1683-9	0280-47-0119	古河市、下妻市、坂東市、常総市(旧石下町)、八千代町、五霞町、境町
20	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	筑西市直井 1076	0296-20-0119	筑西市、結城市、桜川市
21	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	常総市水海道山田町 808	0297-23-0119	常総市(旧水海道市)、守谷市、つくばみらい市
22	鹿行広域事務組合消防本部	鉾田市安房 1418-15	0291-34-8119	鉾田市、潮来市、行方市
23	稲敷広域消防本部	龍ヶ崎市 3571-1	0297-64-3743	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、河内町、阿見町、利根町
24	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	ひたちなか市笹野町 2-8-1	029-273-0211	ひたちなか市・東海村
25	いばらき消防指令センター	水戸市内原町 1395 番地の1	029-222-0119	上記のうち、No.2、10、23、24以外の市町村